

令和5年11月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年11月10日 金曜日 午後3時04分から午後4時16分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (26人)

会長	15番	江原 宏昭		
農業委員	1番	尾古 札隆	8番	中川 勝彦
	2番	佐伯 守	9番	小谷 恵
	3番	前田 繁昌	11番	入江 栄
	4番	石原 文義	12番	荒松 将志
	5番	安藤 幹雄	14番	遠藤 幸子
	7番	山下 一郎		
推進委員	1番	小原 啓一	8番	戸野 悅宏
	2番	高見 昭久	9番	二宮 聖貴
	3番	永岡 幸光	10番	吉野 徹
	4番	福永 博昭	11番	青木 尚
	5番	山崎 拓司	12番	上田 陽介
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義
	7番	高虫 秀樹	15番	山根 章司

4 欠席委員 (4名) (農委10番 岡田 浩司、農委6番 矢田 考志、農委13番 米澤 誠一、推委13番 椎木 知奈美)

5 議事録署名委員の決定 (8番 中川 勝彦、9番 小谷 恵)

6 議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

7 報告事項

- (1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について
- (2) その他

8 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 農政部会の開催について
- (3) その他

9 農業委員会事務局職員

局長	諸遊剛史
主幹	坂田真寛
主任	西川援
事務補助員	山根江利子

10会議の概要

事務局 それでは、只今から11月の定例農業委員会を始めたいと思います。議長の御挨拶をよろしくお願ひします。

議長 失礼します。本日は、定例会に出席いただきましてありがとうございます。

11月になってるわけですが、夏日が出てきたりっちゅうような気象状況が流れているような今日ですが、本当に今後の冬に向かってどういうことになるかと心配されるような時期だと思っております。

先日の農地の現地確認につきましては、大変お忙しいところを御協力いただきましてありがとうございました。無事終了しております。改めて回って見ますと、

「やっぱり耕作放棄地が随分あるんだな」とか、「本当に管理する人がおらんのかな」っていうようなことを、つぶさに感じた次第であります。益々こういうことが酷くなって、どうするのかなっていうようなことも思われております。

農業委員会につきましても、何がこれからできるのかっていうことにつきましても相談させていただきたいと思います。

本日は議案がたくさんありますし、協議に時間がかかると思いますけど、皆さんの御協力を得ましてスムーズに進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日はありがとうございます。

議長 座らせてもらいます。

欠席届が、農業委員10番委員さん。それから13番委員さん、推進委員13番委員さんが欠席となっております。

それから、農業委員6番委員さんが遅れるっちゅうことで、後で来られると思いますのでよろしくお願ひします。ということになりますと、現在の農業委員の出席が12名ということで過半数を超えておりますので、会議は成立することを宣言いたします。

次に議事録署名人の決定ですけど、8番委員さんと、9番委員さんですのでよろしくお願ひします。

議長 それでは、続きまして4番の会務報告に移らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 【会務報告】

- (10月10日) ・定例農業委員会について。
- (10月16日) ・名和地区農業相談日について。相談件数なし。
- (10月26日) ・大山町人・農地担当チーム会議について。
- (10月27日) ・鳥取県西部地区農業委員会会长協議会臨時総会・研修会について。

議長

ありがとうございました。

議長

それでは、議事に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求める。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由を説明させていただきます。

番号25。1ページを御覧いただけたらと思いますけれども、〇〇、畑1筆、田3筆の4筆で、合計5, 198m²。こちらは親族間の贈与となります。

1ページ下段です。番号26、〇〇、田1筆、728m²。こちらは売買で売買価格は全体で※円です。

2ページ目を御覧ください。番号27、〇〇、田1筆、1, 874m²。売買で売買価格は全体で※円です。

最後になります。番号28、〇〇、田6筆、合計5, 690m²。売買で売買価格は全体で※円です。

いずれも農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは現地確認をされておりますので、25、27、28番につきまして、推委14番委員さん。26番について、推委2番委員さんから報告をお願いします。

推委14番委員 14番です。

番号25番です。現地確認しまして、草刈り、耕耘、適切に管理されてありました。

番号27番。これも、耕耘、草刈り、適切に管理してありました。

28番ですが、今の時点では、稲刈りした後の状態になっていました。

以上です。

議長

推委2番委員さん。

推委2番委員 推委2番です。

1ページ、26番。〇〇地区の水田です。約7畝ほどの水田ですけども、転作されて畑の状態できれいに耕作されてありました。譲受人の△△さんは面識がありますので、今日の帰りにちょっとお話を聞きました。長年、耕作をしており、□□さんのほうから買い取ってほしいというような要望だったので、何ら問題無いなというふうに感じていました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、只今の議案について、質問等があれば挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

全員挙手っしうことで、挙手多数により許可することに決定いたします。

議長 続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第4条第3項の規定により審議を求めます。

番号19番、申請内容については3ページに記載のとおりです。

位置図のほうは4ページで、○○の○○郵便局の南側のほうにある農地で、目的は一般住宅です。

過去に一度、平成26年5月に5条の転用許可後に、都合により許可の取下げをされていた農地になりますが、この度改めての申請をされています。

農地の区分は、ほかの農地区分には該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地となります。

土地の選定条件としては、母に自分の子を世話をもらったり、将来的には母の世話を出来るようにと、実家に出来るだけ近く道路に面している自分の土地ということで検討され、この度の申請地となっています。

第2種農地なので代替地の検討が必要になりますが、住宅と山林に囲まれた集落内の農地であり、特に連たんを阻害することも無いため、宅地への転用もやむを得ないというふうに整理をしています。

5ページに配置図、6ページと7ページに平面図と立面図、8ページに面積表を載せてています。

スペースについては、5ページの配置図を御覧ください。

平屋の家屋に駐車スペース2台と庭を、また図面でいうと左側の斜線の部分ですけれども、奥の農地への進入路を確保しているという配置になります。

雨水排水としましては、同じく5ページになります。

駐車スペースは碎石、その他は真砂土で地下浸透となっています。

また建物からの雨水は、建物横に「雨水経路」と、字が小さいんですけれども記載のある矢印をたどり、既存の側溝へ放流する計画となっています。水路への放流にあたっては、○○自治会の同意を得られています。

生活排水については、図面の上側、町道を通る公共下水に接続します。

その他の添付書類としましては、利用可能な住宅ローン審査結果、水利権者の同意書、隣接耕作者の同意書、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は、特に問題は無いと判断しております。

説明については以上です。

議長 それでは現地確認をされておりますので、推委14番委員さん、お願ひします。
推委14番委員 はい。現地確認いたしましたら、家庭菜園になっておりまして、許可が
出れば土砂なんか取られるんじゃないかなと思います。きれいにされるんじゃないかな
と思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、この議案について何か質問等ある方は挙手をお願いします。

(農委7番委員、挙手)

はい、7番委員さん。

農委7番委員 7番です。

先ほど事務局のほうの説明で、排水については公共下水のほうに排水だという
お話をうながすけれども、〇〇の辺は公共下水道は入っていましたかいね、
と思います。

議長 事務局。

事務局 はい。被害防除計画書のほうを改めて見てみたんですけども、放流先として
は公共下水道というふうになっているので、通っているものというふうな認識で
あります。

農委7番委員 〇〇は公共下水道区域か。集落排水でなかつたかいな。

事務局 農委14番委員、分かりますか。

議長 14番さん。

農委14番委員 14番です。

この家は、うちのちょうど裏に当たるお宅なんですけども、公共下水道、通つ
てます。

議長 ありがとうございます。

農委7番委員さん、よろしいでしょうか。

農委7番委員 はい。

議長 その他、何かありませんでしょうか。

無いようですので、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数により、承認ということに決定いたします。

議長 続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局
の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請に
ついて、農地法第5条第3項の規定により審議を求めます。

番号18です。

申請内容については9ページ記載のとおりで、町営住宅の整備を計画したもの
になります。

所在地ですけれども、10ページの位置図をお願いします。本申請地は、JR

◎◎◎駅と山陰道の◎◎インターとの中間に位置してまして、◎◎中学校のすぐ近くになります。

北側には圃場整備された水田が広がっていますが、◎◎インターへのアクセスが良くて、近年宅地化が進んでいるエリアになります。

営農状況としては、全ての農地で水稻が作付けされています。

必要性についてですけれども、大山町の人口は令和5年11月の時点で約1万5千人ですけれども、令和22年には1万人を下回るというような推計もあります。こういった中、利便性を備えた場所に住宅環境を整備することで若者の移住や定住者の増加を狙って、また、人口減少のスピードを緩めることを目的として、町営住宅を整備する必要が生じているということです。

農地区分としては、◎◎◎支所から概ね300m以内の区域内にある農地で、第3種農地に該当します。

許可根拠についてですけれども、第3種農地で原則許可のため、代替地の検討は不要となっています。

他法令の許認可状況ですけれども、農振農用地に入っていましたが、令和5年9月29日付で除外が完了しています。

大山町環境保全条例に基づき、開発行為については関係部署と事前協議済となっています。また、町の観光課とも協議済で、埋蔵文化財の包蔵地ではないことを確認済です。

盛土法とか盛土条例の関係では、1m以上の切土とか盛土というような基準がありますけども、県の住まいまちづくり課とも事前協議済となっています。

規模の妥当性についてですけれども、11ページの土地利用計画図のほうをお願いします。

3階建で18戸の建物を2棟建てまして、建築面積は約1,255m²になります。戸数36戸に対し、駐車場89台、自転車置場78台、また地元から要望がありました児童遊園を整備予定です。

立面図と間取図は12ページから16ページになります。

この度の計画は、民間資金やノウハウ等を活用したPFI手法による整備、それから維持管理を行うものであります。北側と西側の歩道や緑地等も含め配置計画を予定しており、規模としては適切な転用規模であるというふうに判断しております。

続きまして、被害防除計画ですけれども、17ページの排水計画図のほうを御覧ください。

汚水は公共下水道に接続する計画ですけれども、実はちょっとまだ図面のほうでは公共下水道が通っていませんけれども、申請地西側と北側の道路は令和5年3月に町道認定が終わってまして、令和6年度以降に公共下水道の本管を敷設後、そこへ接続する計画です。

造成については、同じく17ページの排水計画図ですが、最高1mの切土・盛土を行い、L型擁壁を、この敷地で言うと上から3分の2ぐらいの左から右のライ

ンになりますけども、敷地内に設置をします。段差としては約1.9mとなります。雨水は新設側溝2か所、先ほどのL型側溝の辺りのラインに1か所、もう1か所、敷地の一番下側ですね、それぞれ小さく右向きの矢印が付いているんですけれども、その雨水のラインをたどっていきまして敷地右側の柵を通じて、その横の農道ですね、1号集水柵とか2号集水柵とか描いてあるところのラインが農道なんですけれども、ここ下に流れる排水を農業用排水路へ放流する計画になっています。

計画基準降雨については10年確率を採用しまして、降雨強度としては1時間当たり104.1mmとして流量計算しており、充足していることを確認済です。

また、1枚戻っていただきまして15ページの立面図のほうを御覧ください。周辺農地への日照確保のため、住宅の高さとしては3階建、約9.03mということで計画をしています。

次に資金計画についてですけれども、令和5年度会計については既に事業実施に向けた用地買収費、地質調査費等については予算措置済ですが、造成工事や建物の建築工事費等については、予算要求中です。また国の補助金は今年12月に申請予定であります。実際の事業開始は来年度実施のプロポーザルによる業者選定後になり、現時点では見込みというような状態です。しかしながら、転用の必要性で説明しましたとおり、人口減少対策としての町の事業として行うことを確認済であります。事務局としましても、今後とも転用許可を担当する西部総合事務所の農林業振興課とも随時、相談を行いながら事業を進めていきたいというふうに思っております。

土地改良区の関係は県営圃場整備事業が行われておりますが、転用にあたっての◎◎土地改良区の同意のほうは得られておりまして、隣接耕作者同意のほうも確認しております。

なお、この度の転用計画面積は6,809m²で、転用面積が3,000m²を超える場合は、農業委員会での審議の後に鳥取県常設審議委員会にも諮り、その後に県へ申請書類を進達するという流れになっております。

これら申請書類から、農地法第5条第2項には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 現地確認をされてますので、よろしくお願いします。

推委14番委員さん。

推委14番委員 はい。ここも稲刈りをした後の状態になっておりました。耕耘等はしてありませんでした。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、これにつきまして何か質問がありましたら挙手をお願いします。

(農委7番委員、挙手)

はい、7番さん。

農委7番委員 7番です。

先ほどの事務局の説明でちょっと聞き取りにくかったんですが、ここは基盤整

備済の田んぼでしょうか。6, 800m²ほどで、筆数がたくさんあるのでと思ったんですけども、入会地での基盤の整備済の田んぼだったんでしょうか。

事務局 形としては3枚の田ですけれども、入会というような形になっています。で、基盤整備のほうは、基盤整備済の農地になります。

農委7番委員 分かりました。

そうすると基盤整備でやったけども、第2種農地なので代替地の検討は必要ないという話を今されましたけども、普通、あそこを通ってみると非常に一等地の農地ですよね。

周辺も基盤整備したと分かるような田んぼがたくさんある中で、町が人口減少対策だと言いながら、役場支所に近いので、ただ単に優良農地を町が先導を切って優良農地を潰さなくても、政策的に税金を使ってやるんであれば、こんな優良農地を潰すような計画を立てなくていいと、私、個人的な農業委員としては思っています。

別に税金使ってまでせんでも、▲▲地区は民間の方がいろいろと用地を確保して、あの周辺は住宅がたくさん建つような状況になっている中で、あえて町がしなくとも、大山町は広いですので、■■や●●地区にもたくさん田んぼもありますし、そんなに若者がこれが建ったからといって、どんどん増えるというわけでもないような。これが●●に建っても、家賃も安くすれば若者が来るかもしれませんし。ですから、町がこの計画を、優良な農地を使ってまでせないけんという理由が、他に場所が無かったなんていう理由を言われるのかなと思ったら、それはないので残念でしたけども、町内にはたくさん場所があるので、町がするような転用については、他に代替地がそこにしかない、絶対にそこでないといけない、だから優良農地であっても転用せざるを得んという理由がはっきりすれば賛成ですけども、今の状況ではそういう検討はせんでも、ただ支所が300m近くにあって2種農地だから、だからいいんだというような、法の運用はそうかもしれませんけども、農業委員としては町が計画するんだったら、優良農地以外のところでされればいいのかなという思いです。以上です。

事務局 はい。まず農地区分ですけれども、すみません、ちょっと聞きづらかったかもしれませんけれども、第3種農地になります。

農委7番委員 2種って言ったで、説明では。

事務局 すみません。3種農地になり、原則許可になります。

代替地の選定については、今回3種農地ということで不要となっていますというふうに説明はしたんですけども、実はここに至るまでにですね、幾つか候補地のほうは検討しておりまして、条件としては、○○○の駅から○○インターまでの間で、それから公共施設に近くて集落にも接続した形で、それで連たんを阻害しない場所という選定条件で、例えば○○○の前の辺りとか、あとは○○○○支所の海側のほう辺りを検討していたと聞いています。

実際これだけの面積となると、宅地とか雑種地とか、そういういたところはなかなかなくて、農地も含めて検討せざるを得なかった状況ということでした。

その結果、地権者との交渉であったり、あとは集落の説明というのを重ねてきていたようですが、ちょっと説明不足の分がありましたけれども、全く代替地を検討せずに、ここにしましたということではなくて、選定条件なり、いろいろ考慮した結果、今回の申請地になっているというような状況です。

議長 7番委員さん、どうぞ。

農委7番委員 最初の選定の中で、▲▲地区の○○支所周辺っていうところがまずスタートだという説明でしたけども、町営住宅ですので、町内であれば、まずスタート時点で▲▲地区にこの若者向けの町営住宅が必要という前提がまずそこにあることに対して、ちょっと疑問に思いますけども、別に▲▲地区のあの辺でなくても、■■や●●の場所でもあってもいいのかなと。町の税金使ってするわけですから。本当に人口対策が▲▲地区のあそこでないと必ず駄目だということなのか。

その辺は政策的なことなので、どうこうは言いませんけども、町が計画するんだったら優良農地まで潰す必要はないのではないか。

もうちょっと、そこに適地が無いんであれば、■■や●●で検討してもよかつたんでないのかなという意味合いです。

町がそういうこと、他の民間事業者は利益目的でされるわけですから、当然、儲からないけんということが前提なので、どうしても通いやすい利便性の良いところ、そういったところでもって、無理をしてでもそこを転用したいというのは分かるわけですけども、町でやるのにはそこまで本当に必要なのかなと。

あくまで農地を守っていこうということもあるわけですので、その辺を尊重した計画を立ててほしいなど、農業委員としては思います。

議長 事務局、ありますか。

事務局 はい。今の御意見は、政策的な御意見ということで承っておきたいと思います。

議長 よろしいでしょうか。

7番委員さん。

農委7番委員 もう何ば言ってもいけんので、農業委員として、この案件に対して賛成するか反対するかは採決のときに意思表示させていただきます。

議長 その他、ございませんでしょうか。

それでは無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

それでは、挙手多数により承認されました。

議長 続きまして議案第4号、大山町農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号、大山町農業振興地域整備計画の変更（一部除外）について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

21ページを御覧いただけたらと思いますけども、今回は3か所、計3筆ありますが、他の議案のように第何号という付番はありませんので、農振除外の申し

出毎に説明のほうをさせていただきます。

最初に、○○△△△△です。

22ページのほうに位置図を載せています。

◎◎インターから約160mほど○○道路を下った場所になります。

2階建の貸家2棟の計画になりますが、申出者は個人になります。

町外に多くの若者が流出している状況を心配されている申出者が、「大山町は米子市への生活通勤圏内だけれども付近の町営住宅や民間アパートに空きがなくて、町内への若者の定住化へ少しでも役立てるのではないか」ということで、計画をされたものです。

平面図と立面図を26ページから29ページまで載せています。

また、給排水の計画図面を29ページに載せていますけれども、白黒印刷なので上手く出ていなくて分かりづらいんですけども、「水路へ」と表記されている部分へ建物から繋がる線が雨水排水の線になります。

建物から図面中央に繋がり、右側へ向かっての線が、公共下水への接続となっています。

なお、この図面の上側には農地がありまして、その進入路が申出地の中に存在していますが、今回の図面上にはまだ表示はされていませんが、計画が実行される際には、農作業のため敷地内を通行することについて了解する旨、書面にて申請書に添付されています。

続きまして、○○△△△△ー△の一部についてです。

30ページに位置図を載せています。

◎◎保育所の十字路を山陰道のほうに向かって650mほど上がっていった場所になります。

31ページの計画図のとおり、分筆して①の部分に一般住宅を建てる計画です。

平面図を32ページ、33ページに載せています。中央上部の手書きの矢印、32ページのほうですけども、中央上部の手書きの矢印記載は、車の出入りのルートで、車の出入りについては、隣接している実家の敷地内を通るという計画になっています。

実家に隣接しているため、雨水の排水については既存の溜枡を、汚水については既存の下水枡を利用する計画になっています。

また、立面図のほうは34ページに載せています。

最後に○○△△△△ー△の一部についてです。

35ページに位置図のほうを載せています。○○の工業団地から約1.5km上がっていった場所になります。

「一般住宅」というふうに記載はしているんですけども、40年以上前の宅地部分が農地に入っていたという非農地証明の案件でありまして、それが農振農用地であったため、まずはその除外の申出がなされたというものです。

状況としては、37ページを御覧ください。

申出者の両親が昭和52年頃に「○○△△△△」に住宅を新築して生活をされ

ていましたが、両親も亡くなりまして平成20年からは空き家になっていたということです。

土地を相続した申出者が管理のみをしておられましたが、○○市に住んでいるため管理が難しくなってきたということです。売却を検討して、土地家屋調査士に境界の確認を依頼したところ、申出地に宅地の一部が入っていることが分かったというものです。

分筆後に非農地証明願を予定しています「②△△△△△-△（予定地番）」ですけれども、その現況ですが、母屋の一部と、残りは垣根が成長して母屋の屋根くらいまである木も中には生えておりまして、原野化しているような状態になっています。

現在、宅地部分と農地部分の整理のため分筆登記の手続き中であります、1.1月末頃には完了予定ということで、そういった経緯も踏まえた顛末書も添付がされていました。

説明については以上ですけれども、農振除外の流れが順調に進んだ場合、先ほど説明いたしました農地転用に繋がる2件、それから非農地証明願に繋がる1件についての審議は、令和6年1月の定例会にお諮りすることになる見込みとなります。

説明は以上です。

議長 それでは現地確認をさせてますので、○○につきましては、推委14番委員さん、よろしくお願ひします。

推委14番委員 はい。現地確認いたしまして、ここ数年作物を作っていないような状態でした。っていうのは、ちょうど真ん中あたりに50センチぐらいの木がありまして、それを除けば適切な管理だと思います。以上です。

議長 続きまして○○と○○につきまして、推委8番委員さん、お願ひします。

推委8番委員 はい。8番です。2件、報告させてもらいます。

大山町○○字○○○△△△△-△ですけども、住宅が隣接している土地でして、きれいに管理はされてますし、少し何か家庭菜園をされた跡があるようすけども、特に問題は無いように思います。

先ほども説明ありましたように、隣の母屋のほうに、雨水とかそういった関係の接続をするっていう物件です。

それから次、○○字○○○△△△△-△の土地ですけども、36ページ見ていただいて、隣の土地の△△△△-△、その隣の申請地ですけども、その3分の1くらいは土地が斜面になってるっていいですか、樹木が植わっていて、その樹木等については、きれいに整備はされております。農道に隣接している部分も、樹木なんかはきれいにされているようです。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、これにつきまして質問等のある方は、挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いしま

す。

(全員挙手)

はい。挙手多数により、承認することに決定いたしました。

議長

それでは続きまして議案第5号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いします。

事務局

はい。議案第5号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

それではこれにつきまして、何か質問等ございますか。

いいでしょうか。

無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員つちゅうことで、挙手多数により承認することに原案のとおり決定されました。

議長

続きまして議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があったので意見を求める。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

これについて、質問等がある方は挙手をお願いします。

無いようですので、71番から73番を除いて、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。賛成多数で、承認いたしました。

(農委1番委員、議事参与の制限のため退室)

議長

それでは番号71から73について、何か質問等ありましたら。

無いようですので、71から73を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。挙手多数により承認することに決定いたしました。

(農委1番委員、入室)

議長 それでは、6番目の報告事項に入らせていただきます。

報告事項について、その1番目の農地法施行規則第29条第1号の届けについては、後で見ておいてください。

事務局 【その他】

- ・○○○○○○○○○の工事の進捗状況について。
-

議長 まず定例会の日程ですが、今のところ12月8日、金曜日、10日が休みなんですから、土日を挟みますので、12月8日、金曜日の午後3時から、ここセンターで行いたいと思いますけど、それでよろしいでしょうか。

(はい、との声あり)

ありがとうございます。

【その他】

- ・農政部会の開催について。
- ・議案第2号、農地法第4条、○○地区の農業集落排水の訂正について。
- ・農地利用の意向に関するアンケートについて。

議長 その他、ございませんでしょうか。

無いようですので、以上で11月の定例会を終了したいと思います。

本日はありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

江原 宏昭

議事録署名委員

中川 勝彦

議事録署名委員

小谷 恵

：備考

上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。